

基準値を超える割合が当初53.0%だったが、現在では0.3%まで低下



（注）平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県では、2011（平成23）年4～6月期には100ベクレル/kgを超える割合が53%となっていました。事故後1年間でその割合は半減しました。2012（平成24）年4月以降は、50ベクレル/kg以上が検出された魚種に調査の重点を移して継続していますが、それでも基準値を超えるものの割合は低下を続け、2014（平成26）年7～9月期以降は1%以下となっています。

水産物の放射性物質による汚染は、福島第一原発事故時の放射性物質の飛散及びその直後の汚染水漏洩が主要因であり、その後は新たな汚染は起きていないことから、100ベクレル/kgを超える水産物が検出されることはかなり少なくなっています。

また、100ベクレル/kgを超える検体が検出された場合には、同じ水域で漁獲された同じ種類の魚すべてについて出荷が自主規制され、他の水域でも検出された場合には原子力災害対策本部長により出荷制限が指示されますので、基準値を超える水産物が市場に流通することはありません。

なお、福島県では、安全性が確認された魚種のみを対象にした試験操業を除き、すべての沿岸漁業・底びき網漁業を自粛しています。

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか